

国立大学法人愛媛大学の研究費等の運営及び管理に関する基本方針

平成19年7月17日
学 長 裁 定

(目的)

第1 この基本方針は、国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）における研究費等の不正使用を防止するため、研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員（以下「研究者等」という。）の意識の向上に努めるとともに、研究費等の運営並びに管理体制の適切な整備及び運用を図ることを目的として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）及び法令その他本学の定める規則等に基づき制定する。なお、この基本方針は、本学の定める「国立大学法人愛媛大学における研究費等の使用に関する行動規範」（平成27年3月3日学長裁定）に準拠している。

(運営及び管理体制)

第2 本学は、学長の責任とリーダーシップの下、研究費等の執行及び事務処理に関する権限とその役割、責任の所在・範囲を明確にし、責任者を配置するとともに、研究者等を自律的に関与させた実効性のある体制を構築する。

2 研究費等の執行にあたっては、不正防止対策に関して、本学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。

(研究者等の責務等)

第3 本学は、研究費等にかかる執行及び事務処理手続きについて、常に点検し、必要に応じて見直しを行い、ルールの特明確化及び統一化に努め、研究者等に対し周知徹底を図る。

2 研究者等は、研究費等が国民の税金その他多方面からの支援に依拠していることを認識し、その目的及びルールを遵守した執行に努めなければならない。

3 研究者等は、研究費等の不正な使用が、本学全体、さらには研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすことを認識し、不正使用の防止に努めなければならない。

4 研究者は、研究者個人の発意と努力で受け入れた研究費等であっても、本学の構成員として、それが本学の運営及び管理下にあることを認識しなければならない。

5 事務職員は、専門的能力をもって研究費等の適正な執行を確保しつつ、研究活動の特性に配慮し適切な事務を行う。

6 研究費等の使用に関し疑義を生じさせた者は、本学に対し、事実関係を誠実に説明する責任を負う。

(相談窓口等)

第4 本学は、研究費等の執行及び事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、適切な研究支援体制を整備する。

(通報窓口等)

第5 本学は、研究費等の不正使用に関する本学内外からの通報（告発）を受け付ける窓口を設置するとともに、通報者が通報したことをもって不利益を受けない方策を講じる。

(調査、処分及び公表等)

第6 本学は、本学内外からの通報等並びに外部及び内部監査等により、研究費等の不正使用に係る調査が必要と認めた場合は、公正かつ透明性を確保した調査を行う。

2 本学は、研究費等の不正使用にかかる調査、処分及び公表の仕組みを整備する。

(適正使用推進体制)

第7 本学は、研究費等の不正使用を未然に防ぎ、適正使用を推進するため、その要因を分析し「適正使用推進計画」を策定するとともに、その着実な実施により適正な研究費等の使用を図る。

2 本学は、研究活動等の円滑な遂行の観点から、可能な限り柔軟な運用を図りつつ、「適正使用推進計画」を踏まえ、予算執行を適切かつ効率的に管理する。

3 本学は、「適正使用推進計画」の策定及び実施のため、適正使用推進部署を設置する。

(監査体制)

第8 本学は、研究費等の運営及び管理体制並びに適正使用推進計画等の有効性等について、大学全体の見地から検証できる体制を整備する。

2 内部監査は、監事及び会計監査人と連携を図り、実効性のある監査を実施する。

(その他)

第9 学長は、研究費等の運営及び管理のため必要があると認めるときは、随時見直しを行い適正な運用を図るものとする。

附 則

この基本方針は、平成19年7月17日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成22年7月1日から施行し、平成20年5月28日から適用する。

附 則

この基本方針は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成27年3月3日から施行する。